

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、アイフル株式会社と称し、英文では、AIFUL CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 金融業ならびに金銭消費貸借の媒介および借入業務の代行業
- (2) 不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋および管理受託
- (3) 不動産の鑑定業
- (4) 飲食店、カラオケボックス、遊戯場、スポーツ施設、文化教室、宿泊施設、結婚式場、葬祭場、駐車場、病院、洗車場、プレイガイドの経営
- (5) 芸能・服装・音楽・茶花道・料理・語学・コンピュータ・理容・美容に関する各種学校の経営
- (6) 商業デザイン・工業デザインに関する人材育成のための教育事業
- (7) はり師・きゅう師・整体師養成のための各種学校の経営
- (8) 資金決済に関する法律に定める前払式支払手段の発行・販売
- (9) 第8号に掲げる業務の受託
- (10) 第8号の前払式支払手段を利用した広告宣伝業務
- (11) コンピューターシステムおよびその建物の管理、運営
- (12) コンピューターソフトウェアの開発、販売
- (13) コンピューターシステムによる情報の処理、提供
- (14) カードシステムおよび情報処理システムに関する調査および研究開発
- (15) カードシステム機器および情報処理カードシステム機器の販売および保守ならびに賃貸
- (16) カード技術および情報処理システム技術のコンサルタント業務
- (17) 集積回路内蔵情報カードおよびその読取機の販売
- (18) 第11号～第17号に付帯する周辺機器の販売、賃貸借、リース
- (19) 第11号～第17号に付帯する調査、教育、コンサルテーション
- (20) インターネットの接続代行業
- (21) インターネット上のショッピングモールの開設
- (22) インターネット上のホームページ検索ソフトウェアの販売
- (23) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
- (24) インターネットにおけるサーバー仲介業務
- (25) インターネットのホームページの企画立案
- (26) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (27) インターネットを利用した国内および国際ファックス電送サービス業

- (28) インターネットを利用する情報システムおよび通信ネットワークの企画、設計、運用に関する受託
- (29) インターネットでの広告業務
- (30) インターネット上の通信販売業
- (31) コンピューターとその通信網を使用した情報提供、情報処理、サービスのためのハードウェアおよびソフトウェアの企画、開発、販売ならびに賃貸
- (32) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (33) 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網および有償提供
- (34) 電気通信事業法による通信事業者の代理店業務
- (35) 移動体通信事業の運営
- (36) 移動体通信技術に関する調査・研究
- (37) 移動体通信市場に関する調査・研究の受託
- (38) 電気通信機器を使用するの貸金業の取次および代理店業
- (39) 電気通信機器を使用するの割賦購入あっせん業の取次および代理店業
- (40) 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理
- (41) 医療施設の営繕ならびに清掃業務の受託
- (42) 病医院の駐車場の管理
- (43) 総合警備保障業務
- (44) 造園業、緑化事業の請負
- (45) 旅行業代理店業
- (46) 宅配便業
- (47) 貨物自動車運送業および運送取扱業
- (48) 倉庫業
- (49) 土地・建物、倉庫用設備機具および事務用機器の賃貸業
- (50) 各種会員カードおよび磁気付カードの製造・加工・販売および斡旋業
- (51) 事務用器具類の販売および斡旋業
- (52) クリーニング業務
- (53) 土地造成、地域開発、都市開発、および環境整備に関する調査、企画、設計、管理の請負
- (54) 集金代行業
- (55) 映像、音楽、出版物の企画、製作、販売ならびに賃貸
- (56) カタログによる通信販売
- (57) 総合リース業
- (58) 古物の売買および輸出入
- (59) ファクタリング業
- (60) 割賦購入あっせん業
- (61) 生命保険の募集に関する業務
- (62) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- (63) 信用調査業務
- (64) 保証業務

- (65) 金融、経済、政治、社会および産業等に関する調査研究の受託
- (66) 経営コンサルタント業
- (67) 企業の合併および技術、販売、生産等の提携等の斡旋
- (68) 一般企業の会計・労務等の事務代行業
- (69) 労働者派遣事業
- (70) 各種企業・団体等に対する業務研修の請負
- (71) 証券投資信託委託業
- (72) 有価証券の保有、売買および運用
- (73) 投資事業組合財産の運用および管理
- (74) 外貨の両替業務
- (75) 船舶、航空機、自動車、家庭用電気製品、ビデオソフト、音楽および映像用コンパクトディスク、ゲームソフト、コンピュータ関連機器、テレビ・ビデオ等映像機器、通信機器、教育機器、事務用機器、医療機器、介護機器、スポーツ機器、健康器具、冷暖房設備、照明設備、厨房設備、家具、室内装飾品、洋品雑貨、日用品雑貨、食料品、清涼飲料水、酒類、生鮮食品、加工食品、食器、ガラス・陶磁器、衣料用繊維製品、医薬品、医薬部外品、化粧品、書籍、出版物、玩具、ゴム・皮革製品、光学機器、時計、宝石、貴金属、書画、美術工芸品、植木、生花、造花その他の各種商品の販売および輸出入
- (76) 各種契約の取次および媒介
- (77) 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- ② 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,136,280,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第11条 単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合、随時招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会決議の省略）

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（重要な業務執行の委任）

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金配当等の決定機関)

第33条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

制定	昭和57年	3月16日
改正	平成 元年	6月29日
改正	平成 2年	6月28日
改正	平成 4年	6月26日
改正	平成 6年	1月24日
改正	平成 6年	6月29日
改正	平成 8年	6月27日
改正	平成 9年	6月18日
改正	平成10年	6月26日

改正	平成11年	6月29日
改正	平成11年	8月2日
改正	平成13年	6月27日
改正	平成13年10月	1日
改正	平成14年	6月26日
改正	平成15年	6月26日
改正	平成16年	6月25日
改正	平成18年	6月27日
改正	平成19年	6月27日
改正	平成21年	6月25日
改正	平成22年	1月6日
改正	平成25年	7月8日
改正	平成25年10月	1日
改正	平成27年	6月23日
改正	令和2年	6月23日
改正	令和4年	6月21日
改正	2025年	6月24日